

2). 化学物質の規制の管理部門

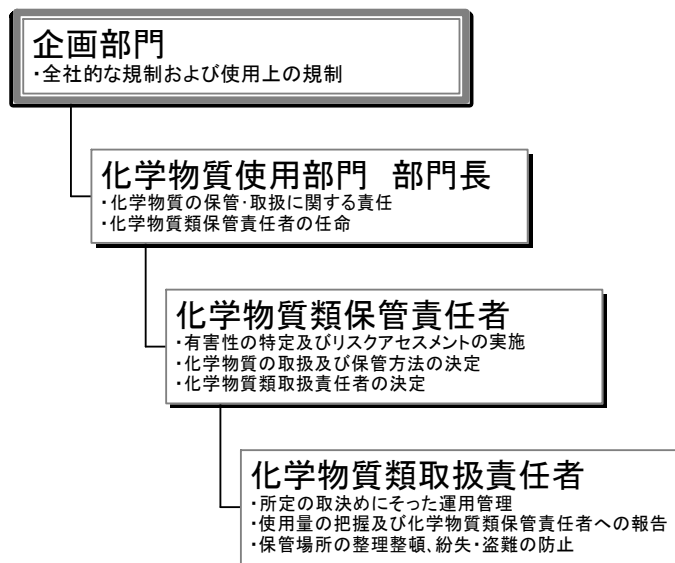
- ①全社的な規制及び使用上の規制は企画部門とする。
- ②製品（別）含有規制は各設計開発部門とする。

3).規制物質の決定

- ①製品（別）含有規制の決定は、製品の品質を統括する技術部門長の承認による。
- ②全面禁止とする場合は、各部門の要請により企画部門が規制を稟議起案し取締役会で決定する。
- ③企画部門は決定された「規制物質」を登録する。
 - a) 様式『規制物質一覧表』に記載する。
 - b) 様式『化学物質一覧表』に規制物質として登録する。

4) 化学物質管理体制の整備

当社の化学物質管理体制を図－1に示す。



<図－1> 化学物質の管理体制

①部門長の役割

- a)化学物質の保管・取扱に関する責任
- b)管理職もしくはそれに準ずる者の中から化学物質類保管責任者の任命
- c)化学物質の新規導入の決定

②化学物質類保管責任者の役割

- a)有害性の特定及びリスクアセスメントの実施
- b)化学物質の取扱及び保管方法の決定
- c)緊急事態の準備
- d)法的に必要な有資格者の育成
- e)化学物質類取扱責任者の決定。
 - (f) 法的有資格者が必要な化学物質の場合は資格者の中から選任。
- f)化学物質の削減、危険度の少ない物質への変更
- g)化学物質の廃棄

③化学物質類取扱責任者の役割

- a)所定の取決めにそった運用管理
- b)化学物質の取扱者の教育・訓練
- c)使用量の把握及び化学物質類保管責任者への報告
- d)保管場所の整理整頓、紛失・盗難の防止
- e)保管・取扱方法に関する改善

イ. 指導時における実施グループの構成

指導の申し込みは本社工場で行ったが、実施に当たっては、近隣の吉野工場も参加することとした。

実施グループメンバーは、化学物質に係わりのある「化学物質類保管責任者」、「化学物質類取扱責任者」、「有機溶剤作業主任者」、「衛生管理者」の中から選任した。実施グループは事業場単位（本社工場と吉野工場）で各7名ずつの2グループの構成とし、職場へ戻って化学物質リスクアセスメントが実行できるように配慮した。

3. 取り組み状況

ア. 実施手法

《第1回》

中央労働災害防止協会から派遣された指導担当者から『モデル事業場 化学物質リスクアセスメントマニュアル（健康障害防止）』に基づいた、化学物質リスクアセスメントの実施方法の説明と実施事例についての講義を受けた。

《第2回》

指導担当者の指導の下、『モデル事業場 化学物質リスクアセスメントマニュアル（健康障害防止）』に基づき、当社で現在、使用している有機溶剤等のMSDSと、実施箇所の作業環境測定結果を用いて、化学物質リスクアセスメントの演習を実施した。